様式第十二（第10条関係）

収　入 印　紙

（　　円）

質権設定（変更）登録申請書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

1　特許番号
2　権利の表示
3　質権の目的である権利の表示
4　債権の額
5　債務者の表示
　住所（居所）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
6　登録の目的
7　登録免許税
8　申請人（登録権利者）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
9　申請人（登録権利者）代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
10　申請人（登録義務者）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
11　申請人（登録義務者）代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
12　添付書面の目録
　(1) 質権設定契約証書　　１通
　(2) （　　通）

〔備考〕

1　申請書の表題は、質権を設定しようとするときは「質権設定登録申請書」と記載し、既に登録されている質権の内容を変更しようとするときは「質権変更登録申請書」と記載する。

2　質権変更登録申請の場合にあつては、「権利の表示」の欄に、変更する質権の順位番号及び内容を記載する。なお、質権設定登録申請の場合にあつては、「権利の表示」の欄は設けるには及ばない。

3　質権設定登録申請の場合にあつては、「質権の目的である権利の表示」の欄には、質権の目的である特許権その他特許権に関する権利を記載する。なお、質権変更登録申請の場合にあつては、「質権の目的である権利の表示」の欄は設けるには及ばない。

4　「債権の額」の欄には、質権によつて担保される債権の額を記載する。なお、質権変更登録申請の場合にあつては、「債権の額」の欄は設けるには及ばない。

5　「債務者の表示」の欄は、債務者が登録義務者と同一であるか否かにかかわらず記載する。なお、質権変更登録申請の場合にあつては、「債権者の表示」の欄は設けるには及ばない。

6　質権設定登録申請の場合にあつては、登録の原因に存続期間、弁済期、利息、違約金若しくは賠償の額に関する定めがあるとき、特許法第95条の定めがあるとき若しくは民法第346条ただし書の定めがあるとき又は当該債権に条件を付したときは、「４　債権の額」の欄の次に「存続期間」、「弁済期」、「利息」、「違約金又は賠償の額」、「特許法第95条の定め」又は「特約等」の欄を設けて、それぞれ特許登録令第46条第１項第３号に掲げる定め又は条件を記載する。この場合において、新たに設ける欄には、５から始まる連続した番号を付し、様式中５から12までを新たに設ける欄の数に応じて繰り下げる。

7　先順位の質権の登録があるときは、様式中６から12までを１項ずつ繰り下げ「５　債務者の表示」の欄の次に「６　先順位の質権の表示」の欄を設けてその旨を記載する。

8　「登録の目的」の欄には、「質権の設定」又は「本質権の○○を××と変更」のように記載する。

9　「質権設定（変更）契約証書」には、登録義務者が記名し、印（本人確認できるものであること。以下この様式において同じ。）を押さなければならない。また、特許登録令第29条第１項第２号の「第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面」には、当該第三者が記名し、印を押さなければならない。

10　その他は、様式第七の備考１から３まで、９から14まで及び16から18までと同様とする。

（実用新案登録令施行規則の一部改正）

第三条　実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。